

○財務省告示第八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年十二月二十一日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

平成二十二年一月十二日

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第一百
四回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行及び財政投融
資特別会計からの繰入れの特例
に関する法律（平成二十一年法
律第十七号）第二条第一項並び
に特別会計に関する法律（平成
十九年法律第二十三号）第六十
二条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であって、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

五

募方

入決定の

イ 札格競争

各申込みのうち応募価格の高い

ロ 国債市場

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込

六

発

入札発競争

額面金額で一兆九十二億円の

イ 札格競争

一定の基づく発競争の規

一つ億九千九百円、財運営

に必要の財源を、財運営

の公債発行の確保を図るため

の会計から繰入れの特例に

別法第二十条第一項の規定に

する法律施行した付国債に

基づき発行した付国債に

基は、額面金額で四十八億

ては、額面金額で四十八億

四千万円、特別会計に

する法律第五十二条第一項の規

定に基づく発競争の規

ついで、額面金額で三千四

百億、財源の確保を

図るため必要の財源及び

図るため必要の財源及び

特別債市場

ロ

十 三	十 二	ロ					イ	十 一	九					八	七												
経 過 利 子	利 率	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 ・ 第 I				
(一)	年 二 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者						十 二 銭	十 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 一 年 十 二 月 二 十 一 日	す る 。○	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円						九 百 三 億 二 千 七 百 六 十 八 万 円	一 兆 八 十 四 億 三 千 九 十 万 円	億 円	債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 九 百 四	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国	特 例 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項	投 融 資 特 別 会 計 か ら の 繰 入 れ の

の払込み

は、払込金額に次
式により算出した
十号に規定する期
日額を払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{365}}$$

(二)

発行時に、その
係る所得が、
源泉徴収され
るものとして、
口座振替口座
の記載又は記
録されるもの
に、ついで、
前記(一)の算
式に、算出た
金額から、該
金額の百分の
二十を乗じた
金額に、
額(た)だ、
時においたし、
居住者又は外
国に居住する
者がある場合
に、前記(一)
の算式による
金額に、
出た金額に、
は、
外国に居住す
る者が、
所得税の税率
を乗じた金額
を、
控除すること
ができる。

十四 初期利子

平成二十六年
六月二十日
を、
期とし、次の
算式により、
た金額を支払
う。ただし、
期が銀行休業
日に当たるとき
は、その翌営業
日に支払う。
下、次号及び第
十六号において
規定する期日
について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成二十一年十二月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成四十一年十二月二十日	る利息を支払う。
					い、その日以前六月間に属す
					日を、支払期とし、各支払期にお
					毎、六月二十日及び十二月二十
					後の二期
					第二期
					以後